空域高度利用課（福岡航空交通管制部に限る。） 情報高度化推進課（福岡航空交通管制部に限る。） 技術課（福岡航空交通管制部に限る。） （総務課の所掌事務）	
第十条　（略）	
（削る）	
第十一条　（略）	（総務課の所掌事務）
（企画調整課の所掌事務）	**第十一条**　（略）
第十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　札幌航空交通管制部の総務課は、前項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。
一　先端的な技術を活用した航空交通管制の効率化及び高度化（以下「管制サービスの高度化」という。）に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（空域高度利用課、情報高度化推進課及び技術課の所掌に属するものを除く。）。	**第十二条**　（略）
二　管制サービスの高度化に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること。	（新設）
（空域高度利用課の所掌事務）	
第十三条　空域高度利用課は、航空交通に関する空域の高度利用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
（情報高度化推進課の所掌事務）	
第十四条　情報高度化推進課は、航空交通管制に必要な情報及び航空機の運航に必要な情報の高度化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（航空交通管理管制運航情報官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（新設）
（技術課の所掌事務）	
第十五条　技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設に関する先端的な技術の活用の推進に関すること。	
二　航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の安全性の向上に関すること。	
（雑則）	（雑則）
第十六条　（略）	**第十三条**　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○防衛省令第八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項並びに防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十七条第三項及び第二百十七条の二第二項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

防衛大臣　木原　稔

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第一条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。